職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第7号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和31年岩手県人事委員会規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(精神保健福祉業務手当の額)	(精神保健福祉業務手当の額)
第8条 条例第7条第2項に規定する手当の額は、勤務1日に	第8条 条例第7条第2項に規定する手当の額は、勤務1日に
つき <u>290円</u> とする。	つき <u>610円</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。